

紹介手数料に関する覚書

●●(以下「甲」という)、エグゼクティブワン株式会社(以下「乙」という)は、
____年 ____月 ____日付 の取引基本契約書(以下「本件契約書」という)第 5 条及び第 6 条に基づき以下の通り合意する。

1. 本件契約書第 5 条 1 項に定める紹介手数料

採用決定者の想定理論年収(注 1.2)の 40 %

但し、紹介手数料は税抜き¥1,500,000-を下限とする。

※消費税別途加算

注 1:想定理論年収定義[月給制 の場合]

__下記の総計

1.月額固定給(基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当)×12 ヶ月

2.賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数(又は標準賞与支給月数)

3.初年度支給一時金(調整金)

但し、通勤手当(通勤交通費)の非課税手当、及び超過勤務手当(残業手当)など就業により変動する手当は含まれない。

注 2:想定理論年収定義[年俸制 の場合]

__1.提示年俸額(通勤手当・通勤交通費を除く)

2.初年度支給一時金(調整金)

2. 本件契約書第 5 条 2 項に定める紹介手数料支払日

採用決定者の入社日を請求日として翌月末日までに、前項所定の紹介手数料とその消費税額の

合計を乙の指定金融機関口座に振り込むものとする。

3. 本件契約書第 6 条に定める紹介手数料の払い戻し

a. 入社後 1 ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合―乙が受領した紹介手数料の 80% を返戻する

b. 入社後 3 ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合―乙が受領した紹介手数料の 50% を返戻する

c. 入社後 6 ヶ月以内に自己都合退職・懲戒解雇の場合―乙が受領した紹介手数料の 10% を返戻する

以上、本覚書を 2 通作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各 1 通保有する。

なお、本覚書を電子文書で締結する場合は所定の方法で各自保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)

神奈川県川崎市川崎区宮本町 6-12 GS 川崎ビル 2F 215

エグゼクティブワン株式会社

代表取締役社長 天野 弘彰